

毎週火、金曜日発行(但休日に当りきは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例
- 鳥取県建築代理業条例の一部改正
- 鳥取県蜜蜂転飼条例の一部改正
- 警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部改正
- 鳥取県競馬条例等を廃止する条例
- 鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止する条例
- 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部改正
- 鳥取県職員定数条例の一部改正
- 鳥取県警察官の定数の暫定措置に関する条例
- 職員の特給に関する条例の一部改正
- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正
- 鳥取県保健所運営協議会条例

規則

- 県立学校授業料徴収条例の一部改正
- 鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部改正
- 境港港灣施設使用料条例の一部改正
- 港灣埋立地使用料条例の一部改正
- 県有船舶貸付使用料条例の一部改正
- 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例の一部改正
- 鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部改正
- 鳥取県立保育専門学院入学試験手数料条例
- 鳥取県農産物検査条例
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例
- 鳥取県有農用役牛貸付規則等を廃止する規則
- 河川国有土地水面使用料占用料、産物採取料徴収規則の一部改正

条例

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第二号

鳥取県自治研修所運営審議会設置条例

(設置)

第一条 鳥取県自治研修所(以下「研修所」という。)の円滑な運営を図るため、鳥取県自治研修所運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 県及び市町村職員の研修計画に関すること。
- 二 研修所経費の負担に関すること。
- 三 その他研修所の運営に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 一 県職員
- 二 市長から推薦された市職員

- 三 県町村会長から推薦された町村職員
- 四 学識経験者

3 委員の任期は一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に幹事若干人を置き、知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は、審議会の所掌事項について委員を補佐する。(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築代理業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三号

鳥取県建築代理業条例の一部を改正する条例

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第四条第二項中「又は建築士」を削る。

第六条第二項中但書を削る。

第十八条中「代理業者、建築代理士及び建築士」を「代理業者及び建築代理士」に改める。

様式第一号中

一級建築士 又は二級建築士 である者の記入欄	級建築士登録番号	都道府県名	号
	級建築士登録	第	号
	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年二月二十一日から適用する。

鳥取県蜜蜂飼養条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第四号

鳥取県蜜蜂転飼条例の一部を改正する条例

鳥取県蜜蜂転飼条例(昭和二十八年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三月十五日」を「二月十五日」に改め「別記第一号様式の」及び「第二号様式の」を削る。

第四条第二項中「別記第三号様式の」を削る。

第九条第一項中「十万円」を「二万円」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第一号様式から第三号様式までを削る。

第十一条中「又は第十条」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第五号

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「二百五十円」を「三百七十円」に、「四百二十円」を「六百円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年十一月二十一日から適用する。

鳥取県競馬条例等を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第六号

鳥取県競馬条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

鳥取県競馬条例(昭和二十三年十月鳥取県条例第六十五号)

鳥取県乳牛産乳能力検定条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十九号)

鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第七号

鳥取県地方事務所設置に関する条例を廃止する条例

鳥取県地方事務所設置に関する条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十二号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和三十一年五月一日から施行する。

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第八号

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条例(昭和三十年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

福 祉 地 区		名 称		地 区		名 称		上記福祉地区を所管する福祉事務所
東部福祉地区	岩美郡、八頭郡、気高郡	東部福祉事務所	鳥取市	中部福祉地区	東伯郡	中部福祉事務所	倉吉市	
西部福祉地区	西伯郡、日野郡	西部福祉事務所	米子市					

附 則

この条例は、昭和三十一年五月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第九号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、三一八八」を「二、二四〇人」に、「一一二二」を「一一三三人」に、「一七七人」を「二九人」に、同条第二号中「二五五人」を「二三三人」に、同条第四号中「九人」を「八人」に、同条第五号中「一九八人」を「一九二人」に、同条第六号中「一二二人」を「一一一人」に、同条第七号中「一五五人」を「一三三人」に、同条第八号中「五人」を「四人」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この条例施行の際現に第二条の規定による定数をこえる員数の職員は、昭和三十一年三月三十一日までの間定数外として置くことができる。

3 採用によらなければ任命することのできない職員の職に欠員を生じたときは、第二条の規定による定数をこえることとなる場合においても、職員を採用してその職に任命することができる。

4 前項の職の種類は、任命権者が人事委員会と協議して定める。

鳥取県警察官の定数の暫定措置に関する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十号

鳥取県警察官の定数の暫定措置に関する条例

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準の暫定措置に関する政令(昭和三十一年政令第五号)の規定に基きこの条例を定める。

昭和三十一年三月三十一日までの間において適用される鳥取県警察官の定数は、鳥取県警察職員定数条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第三十六号)第二条第一項の規定にかかわらず次のとおりとする。

- 警察官 六三〇人
- 警 視 二一人
- 警 部 四〇人
- 警 部 補 六〇人
- 巡查部長 一一七人
- 巡 査 三九二人

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。
2 警察官の数は、鳥取県警察職員定数条例附則第二項の規定にかかわらず昭和三十一年四月一日においてこの条例で定める定数をこえないように、昭和三十一年

三月三十一日までに整理するものとし、その間は、その定数をこえることとなる員数の警察官は、定数の外に置くことができる。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十一号

職員給与に関する条例の一部を改正する条例

職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十年十二月十五日から適用する。
2 昭和三十年において、改正前の条例第十六条の四の

規定によりすでに支給された期末手当の額と改正後の
条例の規定による期末手当の額との差額の支給日は、
条例の規定にかかわらず知事が別に定める。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第十二号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月
鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の九号を加える。

- 四 エックス線業務従事職員の特殊勤務手当
- 五 結核患者看護業務従事職員の特殊勤務手当
- 六 細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当
- 七 医療従事職員の特殊勤務手当

- 八 速記事務従事職員の特殊勤務手当
- 九 児童保護業務従事職員の特殊勤務手当
- 十 船舶乗組職員の特殊勤務手当
- 十一 教育職員の特殊勤務手当
- 十二 発電所建設作業従事職員の特殊勤務手当

第四条本文に次の但書を加える。

但し、支給月額は当該職員の給料月額百分の二十をこ
えてはならない。

第六条中「四十円」を「四十八円」に、「三十円」を
「三十六円」に、「二十円」を「二十四円」に改める。

第九条を第十八条とし、第八条の次に次の九条を加え
る。

(エックス線業務従事職員の特殊勤務手当)

第九条 エックス線業務従事職員の特殊勤務手当は、エ
ックス線業務に従事する職員がエックス線による透視、
治療、直接撮影又は間接撮影に従事したときに支給す
る。

2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。但し、

一人月額二千円をこえてはならない。

- 一 透視 一回につき 二円
- 二 治療、直接撮影又は間接撮影 一回につき 一円

(結核患者看護業務従事職員の特殊勤務手当)

第十条 結核患者看護業務従事職員の特殊勤務手当は、
看護婦が中央病院において結核患者の看護に従事した
ときに支給する。

2 前項の手当の額は、看護に従事した日一日につき二
十四円とする。

(細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当)

第十一条 細菌検査業務従事職員の特殊勤務手当は、細
菌検査に従事する職員が細菌の培養検鏡等の業務又は
その補助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき左
の区分による額とする。

- 一 作業が特に危険なとき 三十六円
- 二 作業が比較的危険なとき 二十四円

(医療従事職員の特殊勤務手当)

第十二条 医療従事職員の特殊勤務手当は、医師(歯科
医師を含む。)たる職員が患者に接し、医療及び公衆
衛生業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

- 一級 月額 五千円
- 二級 月額 四千元
- 三級 月額 三千元
- 四級 月額 千五百円

3 前項の級に属する職種は、人事委員会が別に定める
ものとする。

(速記事務従事職員の特殊勤務手当)

第十三条 速記事務従事職員の特殊勤務手当は、速記に
従事する職員が速記に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

- 一級 月額 千五百円
- 二級 月額 千円
- 三級 月額 五百円

3 前項の級に属する者の区分は、人事委員会が別に定

めるものとする。

(児童保護業務従事職員の特殊勤務手当)

第十四条 児童保護業務従事職員の特殊勤務手当は、愛徳学校、皆成学園並びに積善学園に勤務する教護、教母、保母及び児童の指導に従事する職員が児童保護業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

- 一 児童と起居を共にする者 月額 五百円
- 二 前号以外の者 月額 三百円

(船舶乗組職員の特殊勤務手当)

第十五条 船舶乗組職員の特殊勤務手当の種類は、左のとおりとする。

- 一 航海手当
- 二 漁獲手当

2 航海手当は、船舶乗組職員(漁業監督吏員を含む。)が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸三マイル以遠の海域において取締、試験調査又は実習のため航海勤務に従事したときに支給する。但し、

漁獲手当の支給を受けるときは支給しないものとする。

3 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

- 一 船長及び機関長 日額 六十円
- 二 航海士、機関士及び通信士 日額 五十円
- 三 前各号以外の乗組職員 日額 四十円

4 漁獲手当は、船舶乗組職員が水産試験船又は実習船に乗り組み漁ろうに従事したときに支給する。

5 前項の手当の額は、漁ろうに従事した期間中における漁獲高から漁獲に要した経費を差引いた額の百分の二十に相当する額に従事した職員数で除した額とする。

(教育職員の特殊勤務手当)

第十六条 教育職員の特殊勤務手当の種類は、左のとおりとする。

- 一 添削手当
- 二 面接指導手当
- 三 兼務手当

2 添削手当は、通信教育を本務とする教育職員以外の教育職員が通信教育の添削に従事したときに支給する。

3 前項の手当の額は、添削一通につき二十円とする。但し、一人月額千五百円をこえてはならない。

4 面接指導手当は、通信教育を本務とする教育職員以外の教育職員で通信教育指導員を命ぜられた職員が、正規の勤務時間外において通信教育生徒の面接指導に従事したときに支給する。

5 前項の手当の額は、面接指導一時間につき五十円とする。

6 兼務手当は、教育職員が全日制課程(以下「晝間部」という。)の授業と夜間において授業を行う定時制課程(以下「夜間部」という。)の授業とを兼務した場合に支給する。

7 前項の手当の額は、左の区分による額とする。

- 一 晝間部の授業を本務とする者が夜間部の授業を行うとき 授業一時間につき 五十円
- 二 夜間部の授業を本務とする者が晝間部の授業を行うとき 授業一時間につき 四十円

(発電所建設作業従事職員の特殊勤務手当)

第十七条 発電所建設作業従事職員の特殊勤務手当は、

発電所建設事業に従事する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊作業又は監督に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業又は監督に従事した時間一時間につき十五円とする。但し、一人月額千五百円をこえてはならない。

附 則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

鳥取県保健所運営協議会条例をここに公布する。

昭和三十年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十三号

鳥取県保健所運営協議会条例

保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)に基きこの条例を定める。

(目的)

第一条 この条例は、保健所運営協議会(以下「協議会」

という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 協議会の名称は、運営協議会の上に当該保健所名を冠する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 知事は、委員がその職務を行うに適當でなくなつたと認めるときは、前項の期間内においてもこれを解任又はその委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長事故あるときその職務を代行する。

(会議)

第五条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第十四号

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

鳥立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「全日制の課程にあつては年額六千六百円」を「全日制の課程にあつては年額七千八百円」に、「定時制の課程にあつては同三千円」を「定時制の課程

にあつては同三千六百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第十五号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第百五条」を削り「鳥取県新制中学校及び新制高等学校」を「県立高等学校」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 受講料は、その年額を五月一日までに納付しなければならぬ。

第六条第一項を次のように改める。

第六条 年の中途に転入学した者の受講料は、月割計算によりその月分から徴収する。

別表を次のように改める。

別表	教科科目	単位数	年額	受講料
国 語	国語(甲)	三	三	二百円
	国語(乙)	二	二	二百円
社 会	一般社会	五	五	三百円
	世界史	五	五	三百円
数 学	一般数学	六	六	三百円
	幾何(一)	五	五	三百円
理 科	物理学	五	五	三百円
	地学	五	五	三百円

芸術

美術書道

二二六

二単位につき

二百円

保健体育

体育

七

三単位(一年につき)

二百円

職業

商業簿記

二一四

二単位につき

二百円

家庭

家庭一般

二二四

二単位につき

三百円

外国語

英語

三一五

三単位につき

二百円

附則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

境港港湾施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第十六号

境港港湾施設使用料条例の一部を改正する条例
境港港湾施設使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第三号中「一円」を「一円二十銭」に、
第四号中

「けい留二十四時間以内登簿とん数」とんまでごとに「一円」を
「けい留二十四時間を超えるとき二円」を

「けい留二十四時間までごとに登簿とん数」とんにつき
「二円」に改め、第五号中「五十円」を「五十五円」に、
「四十円」を「四十五円」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 一件の使用料の額が五十円未満のものは、
五十円とする。

附則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

港湾埋立地使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第十七号

港湾埋立地使用料条例の一部を改正する条例

港湾埋立地使用料条例(昭和十四年六月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一円」を「一円二十銭」に改める。

第二条に次の一項を加える。

一件ノ使用料ノ額ガ五十円未満ノモノハ五十円トス

附則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

県有船舶貸付使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県条例第十八号

県有船舶貸付使用料条例の一部を改正する条例

県有船舶貸付使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を「県有船舶使用料条例」に改める。

第一条及び第三条中「貸付」を「使用」に改める。

別表を次のように改める。

別表

船舶使用料

船名

一日使用料

しゆんせつ船

五、〇〇〇円

久松丸

五、〇〇〇円

因伯丸

五、〇〇〇円

起重機船

一、七〇〇円

米子丸

一、七〇〇円

石材運搬船

一、六〇〇円

鳥第二

六〇トン積

一、六〇〇円

鳥第三

二〇トン積

五〇〇円

鳥第四

二〇トン積

五〇〇円

給水船
 第二港栄丸 九〇〇円
 えい船
 第一港栄丸 一、三〇〇円
 土運船
 鳥第一 一、六〇〇円
 鳥第二 一、六〇〇円
 鳥第三 一、六〇〇円
 附 則
 この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。
 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 昭和三十一年三月三十日
 鳥取県知事 遠 藤 茂
 鳥取県条例第十九号
 鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「健康保険及び船員保険の療養に要する費用並びに国民健康保険組合の事業を行う法人の請求すべき費用の額の算定方法」を「健康保険法及船員保険法ノ規定ニ依ル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法」に改める。
 第七条第二項中「昭和二十五年八月鳥取県条例第三十二号鳥取県旅費支給条例」を「昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号職員等の旅費に関する条例」に改める。
 第十三条を削り第十四条を第十三条とし第十五条を第十四条とする。
 別表を次のように改める。

別表

医療の部

種 別	料 金	備 考
臨床細菌検査		
1 培養検査(保存液を交付した場合)	その都度定める	一件につき 一六〇円
2 菌同定試験	"	" 一、〇〇〇
二 血清学的検査		
1 凝集反応検査	二〇〇	一件につき
血球凝集反応	二〇〇	"
2 補体結合反応検査	一五〇	"
3 血球凝集阻止試験(ハースト試験)	一〇〇	"
4 病毒中和試験	二〇〇	"
文 書 料	一〇〇円以内	一通につき
B C G 接種	三〇円	一人一回につき
エックス線間接撮影	二二円	一枚につき(三五ミリメートル)
試験の部		
種 別	料 金	備 考

ウマルトフアレ反応	一〇cc	四〇	一件につき
精子及び腔分泌物検査	その都度定める	三〇	"
性反応検査	"	二〇	"
ロゲン証明	五cc	四〇	"
粘素検査	二〇	二〇	"
7 病理組織検査	その都度定める	一五〇	一件につき
標本作成	"	一五〇	"
診断	"	一五〇	"
四 環境衛生試験			
1 大気及び室内空気検査	その都度定める	一〇〇	一件につき
含有瓦斯の定性試験	"	二五〇	一成分につき
含有瓦斯の定量試験	"	二〇〇	一件につき
塵埃の定量試験	"	一五〇	一成分につき
浮遊微粒子の計測定性定量試験	"	二〇〇	一件につき
細菌数検査	"	二〇〇	"
カタ寒暖計による測定	"	五〇	"
照度測定	"	五〇	"
環境衛生総合試験	"	二、〇〇〇	"

5 その他の血清学的検査		二cc	五〇	一件につき
炭痘病	"	"	二〇〇	"
波状熱	"	"	二〇〇	"
狂犬病	"	"	二〇〇	"
三 臨床病理試験				
1 血清検査				
保険点数明示以外の検査(化学的定性試験ミロン反応等)	五cc	五五	一件につき	
2 穿刺液	五cc	二〇	一件につき	
保険点数明示以外の検査(化学的試験)	"	三〇	一件につき	
3 胃液及び十二指腸液検査	五c	三〇	一件につき	
血液の証明	"	四〇	"	
酸度の証明	"	四〇	"	
4 糞便検査	一〇グラム	三〇	一件につき	
保険点数明示以外の定性反応	"	三〇	一件につき	
5 尿検査	五〇cc	二〇	一件につき	
化学的定量検査	"	二〇	"	
保険点数明示以外の成分定量(ウロビリノーゲン等)	"	二〇	"	
6 その他の臨床検査	"	二〇	一件につき	

5	酒及びアルコール飲料検査 衛生上害否試験 定性試験 メチルアルコール検定 定量試験	一立 〇、五〇 〃 〃	一、 三〇〇 〇〇〇	一件につき 一件につき 一件につき 全成分につき
4	氷菓子又は冷涼乳菓検査 規格試験 化学的試験 細菌学的試験 原料成分試験 防腐剤検出	その都度定める 〃 〃 〃 〃 〃	五〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇	一件につき 一件につき 一件につき 一件につき 一件につき
3	清涼飲料水又は保存飲料水検査 規格試験 化学的試験 細菌学的検査 原料成分試験 有害性金属(防腐剤)の検出試験	その都度定める 〃 〃 〃 〃 〃	三〇〇 五〇〇 二〇〇 二〇〇 二〇〇	一成分につき 一件につき 〃 〃 一成分につき

2	水洗便所放流水試験 下水及び廃水試験	〃 〃	一、 一、〇〇〇	〃 〃
3	放流飲毒試験	〃	一、 五〇〇	〃
4	放射能測定	〃	二、 〇〇〇	一成分につき
5	食品衛生試験検査	〃	〃	〃
1	食中毒検査 衛生上害否試験 化学的試験(含毒物分析) 細菌学的検査(食中毒菌検出) 食中毒菌同定試験 動物食飼試験	その都度定める 〃 〃 〃 〃 〃	二二〇〇 二二五〇 五〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇	一成分につき 〃 〃 一件につき 〃
2	乳汁及び乳製品検査 市乳、特別牛乳、山羊乳及び乳製品の規格試験 イ 化学的試験 ロ 細菌学的試験 乳製品の化学的試験 乳製品の細菌学的試験 成分及び含有量試験	〇、五立 〃 〃 〃 〃 〃	二二〇〇 二二〇〇 二二〇〇 二二〇〇 一、〇〇〇	一件につき 〃 〃 〃 全成分につき

6	有害性金属(防腐剤)の検出試験	〇、五"	二五〇	一成分につき
	調味料検査	"	二〇〇	"
	定性試験	その都度定める	一五〇	一成分につき
	定量試験	"	一、〇〇〇	全成分につき
	定量試験	"	二五〇	一成分につき
	原料成分試験	"	二〇〇	"
	防腐剤検出	"	二〇〇	"
7	食用油及び添付油検査	一立	一五〇	一成分につき
	定性試験	二"	一、〇〇〇	全成分につき
	定量試験	〇、五"	二五〇	一成分につき
	原料成分試験	その都度定める	二〇〇	"
8	肉類及びその加工品検査	その都度定める	二五〇	一件につき
	獣肉の鑑別	"	一〇〇	一成分につき
	化学的試験	"	三〇〇	一件につき
	細菌学的検査	"		

9	防腐剤検出	"	二〇〇	一成分につき
	嗜好品検査	その都度定める	三〇〇	一件につき
	ホルアルデヒド検出	"	五〇〇	"
	四エチル鉛検出	"	二〇〇	"
	防腐剤検出	"	一〇〇	全成分につき
	定量試験	"	三〇〇	一成分につき
10	その他の飲食品検査及び添加物試験	その都度定める	四〇〇	一件につき
	衛生上害否試験	"	五〇〇	"
	成分規格試験(食品衛生法による)	その都度定める	一、〇〇〇	一成分につき
	ビタミン含有量試験	"	二〇〇	"
	混入異物及び偽加物試験	"	一、〇〇〇	一件につき
	添加物色素の規格及び使用基準試験	"	五〇〇	"
	添加物酸化防止剤の規格及び使用基準試験	"	五〇〇	"
	添加物防腐剤の規格及び使用基準試験	"		
	瓶詰及び罐詰検査	その都度定める	三〇〇	一件につき
	真空度試験	"	二〇〇	"
11	有害性金属試験	"		

12	包装容器及び器具検査	その都度定める	二〇〇	一件につき
	物理的試験	"	二〇〇	"
	化学的試験	"	二五〇	一成分につき
	細菌学的試験	"	二〇〇	一件につき
13	水質検査			
	飲料適否試験	二立	四〇〇	一件につき
	化学的試験	"	二〇〇	"
	細菌学的検査	〇、一	二〇〇	"
	水中微生物検査	一	二〇〇	"
	原料用水、工業用水試験	四	五〇〇	"
	簡易水道上水道用源水判定試験	その都度定める	三〇〇	"
六	鉱泉及び温泉試験			
1	療養泉判定試験	四立	二、〇〇〇	一件につき
2	ラドン測定	その都度定める	一、五〇〇	"
3	定量試験			
	小分析	二立	二、〇〇〇	一件につき

	中分析	四	七、〇〇〇	"
	大分析	六	一〇、〇〇〇	"
	特定成分の分析	四	四〇〇	一成分につき
4	放射能物質試験	その都度定める	二、〇〇〇	一件につき
	放射能定性試験	"	二〇〇	"
	放射能計数測定	"	一〇〇	"
七	理化学試験			
1	医薬品等試験			
	局方適否試験	その都度定める	二、〇〇〇	一件につき
	定性試験	"	五〇〇	全成分につき
	定量試験	"	一五〇	一成分につき
	定量試験	"	二〇〇	全成分につき
	定量試験	"	二五〇	一成分につき
	毒物検出試験定性試験	"	一五〇	"
	毒物検出試験定量試験	"	二五〇	"
	麻薬覚せい剤判定試験	"	五〇〇	一件につき
2	化学用及び工業用薬品試験			
	定性試験	その都度定める	五〇〇	全成分につき

定性試験	"		一五〇	一成分につき
定量試験	"		二、〇〇〇	全成分につき
定量試験	"		二五〇	一成分につき
比重測定	"		一〇〇	一件につき
融点測定	"		一〇〇	"
酸化価、酸素価、酸価試験	"		一〇〇	一試験につき
油脂含量測定	"		一〇〇	一件につき
微量水分測定	"		五〇〇	"
乾燥減量測定	"		一〇〇	"
3 消毒剤防霉剤効力判定試験	その都度定める	四、七〇〇		"
4 農薬試験	その都度定める	一、〇〇〇		一件につき
効力試験又はこれに類する試験	"	三〇〇		"
有機燐製剤試験水又は食品についで	"	三〇〇		"
有機燐製剤試験血液についで	"	三〇〇		"
5 衛生材料及び用具試験検査	その都度定める	五〇〇		一件につき
規格適否試験	"	二〇〇		"
衛生上害否試験	"	二〇〇		"
用具の規格試験	"	二〇〇		"

有害物質検出試験	"		二〇〇	一成分につき
化粧品試験	その都度定める	二、〇〇〇		一件につき
公定書全項目試験	"	五〇〇		"
用器の規格試験	"	二五〇		"
有害金属検出試験	"	五〇〇		全成分につき
定性試験	"	一五〇		一成分につき
定量試験	"	二、〇〇〇		全成分につき
定量試験	"	二五〇		一成分につき
原料分析試験	"	二五〇		"
衛生上害否試験	"	一〇〇円以内		一通につき
八 文 書 料				
附 則				

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十号

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。第一条中「鑑定」の下に「調整加工」を加える。別表を次のように改める。

別表	
(機械設備使用料)	
一 繊維部門	
糊付機	一日につき 八〇円
合糸機	" " 八〇円
繰返し機	" " 八〇円
上管巻機	" " 八〇円

下管巻機	"	八〇円
整経機	一時間につき一〇反以下	五〇円
	" 一〇反以上	一〇〇円
リング捻糸機	一時間につき普通捻	三〇円
	特殊捻	五〇円
力織機	タベット小巾一日につき	一〇〇円
	" 広巾	一五〇円
	ドビー小巾	一五〇円
	" 広巾	二五〇円
	ジャカード紋紙付	三五〇円
	" 広巾紋紙付	五〇〇円
染色設備	二〇〇ポンド以下一日につき	四〇〇円
	" 特殊織紋紙付	一、〇〇〇円
	二〇〇ポンド以上	一〇〇円
二 製紙部門		
スクリーン機	一時間につき	五〇円
ビーター機	"	五〇円
乾燥器	"	三〇円

三 窯業部門

倒焰式石炭窯	一回につき	五〇〇円
電気爐	一時間につき	三〇〇円
ボットミル	"	五〇円
ロクロ	"	三〇円

(手数料)

一分 析

定性分析 一成分につき 一〇〇円

但し、一成分を増すごとに五〇円を加える

定量分析 一成分につき 二〇〇円

但し、一成分を増すごとに一〇〇円を加える

醸造用水の分析 一件につき 二〇〇円

工業用水の分析 " " 二〇〇円

酒類の分析 " " 五〇円

二 試験又は研究

染料、薬剤の試験 一件につき 一、〇〇〇円以下

繊維用糊剤の試験 一〇ヤードにつき 三〇〇円

その他試験又は研究 一件につき五〇〇円以上とし

三 検定又は鑑定

繊維品の検定又は鑑定

天然繊維 一件につき 三〇〇円

合成繊維 " " 五〇〇円

染料薬剤の検定又は鑑定 一件につき

一、〇〇〇円以下

紙及び原料の検定 一件につき 七〇円

紙及び原料の鑑定 一件につき 五〇円

窯業原料の検定 一件につき 七〇円

窯業原料の鑑定 一件につき 五〇円

四 調整加工

織物原料の加工調整

イ 精練 綿糸布十ポンドにつき 一〇〇円

絹糸布 " " 八〇〇円

混紡糸布 " " 九〇〇円

羊毛糸布 " " 八〇〇円

ロ 染色

実費によりその額を定める。

硫化染料	淡色一ポンドにつき	四〇〇円
	中色	五〇〇円
	濃色	一五〇円
酸性、塩基性直撈各染料	淡色	六〇〇円
	中色	九〇〇円
	濃色	一五〇円
媒染染料	淡色	九〇〇円
	中色	一二〇円
	濃色	二〇〇円
建築染料		
バット、インゲン	淡色	一〇〇円
スレン、その他		
特殊染色	中色	五〇〇円
	濃色	一、五〇〇円
ナフトール染色		
ハ 織布		
綿	タベット小巾 一反につき	三〇〇円

	広巾 一〇ヤードにつき	二〇〇円
	ドビー小巾 一反につき	四〇〇円
	広巾 一〇ヤードにつき	四五〇円
	ジャカード紋紙一、〇〇〇枚以下	
	一反につき	四五〇円
	一、〇〇〇枚以上三、〇〇〇枚まで	六〇〇円
絹	タベット小巾 一反につき	四五〇円
	広巾 一〇ヤードにつき	四〇〇円
	ドビー小巾 一反につき	六〇〇円
	広巾 一〇ヤードにつき	六〇〇円
	ジャカード三、〇〇〇枚を越えるもの	
	一反につき	一、五〇〇円
	二、五〇〇円	
特殊物		
羊毛、化繊タベット	一〇ヤードにつき	五〇〇円
ドビー		
ジャカード		
		一、〇〇〇円
		二、五〇〇円

製綿加工料			
綿打	十貫まで	一貫につき	一二〇円
	十貫以上		八〇円
図案の調製			
スケッチ			五〇円
平面図案調整	八ツ切以内		一〇〇円
	以上		二〇〇円
	特殊なもの		五〇〇円
雑貨工芸意匠調製	八ツ切以内		一〇〇円
	以上		一五〇円
	特殊の構造設計のもの		三〇〇円
家具設計調整	一点につき		一〇〇円
	セット及び特殊なもの		三〇〇円
家具原寸図調整	部分的		一五〇円
			五〇円
復元図調製			一〇〇円
	特殊な模写を含むもの		三〇〇円
室内裝飾展示			一、〇〇〇円

	印刷図案調製	部分	三〇〇円
		小型	一〇〇円
		八ツ切以内	二〇〇円
		八ツ切以上	三〇〇円
		パンフレット	五〇〇円
		ポスター四ツ切りにつき	五〇〇円
		一通につき	五〇円
五	各種証明書		
附	則		

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

鳥取県立保育専門学院入学試験手数料条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十一号

鳥取県立保育専門学院入学試験手数料条例

第一条 鳥取県立保育専門学院の入学試験を受けようとする者は、この条例の定めるところにより手数料を納

付しなければならぬ。

第二条 手数料の額は受驗者一人につき三百円とする。

第三条 既に納付した手数料は還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県農産物検査条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十二号

鳥取県農産物検査条例

農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四十四号)に基き、この条例を定める。

(この条例の目的)

第一条 この条例は、農産物について、農産物検査法による国の検査(以下「検査」という。)を受けさせることにより、その品質の改善と公正かつ円滑な取引とを促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「農産物」とは、県内で生産された農産物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 なたね
- 二 わら工品
- 一 なわ
- 二 むしろ
- 三 かます
- 三 みつまた
- 一 黒皮
- 二 地気
- 三 白皮
- 四 こうぞ
- 一 黒皮
- 二 未晒
- 三 晒
- 五 大麻
- 一 大麻
- 一 大麻

2 精麻
六 ちよ麻

- 2 前項の農産物に類似のものは、その名称が異なるものであつても、この条例による農産物とみなす。
- 3 県外から移入した農産物であつても、次の各号の一に該当するものは、県内で生産されたものとみなす。
 - 一 県内で加工または改装したもの
 - 二 県外で生産されたことを確認できないもの

(検査)

第三条 農産物の所有者または占有者が検査を受けていない農産物を売買または県外に移出する場合には、その売買または移出前に検査を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 農産物検査法第八条の規定による検査の最低単位に満たない場合
- 二 学術研究または、試験の用に供する場合
- 三 品評会、博覧会等に出品する場合、または、その

出品したものを当該会場において売買する場合

四 その他特別の理由により、知事の承認を受けて売買または移出する場合

(再検査)

第四条 検査済の農産物であつても、次の各号の一に該当する場合は、その所有者または占有者は、あらためて検査を受けなければこれを売買または移出してはならない。

- 一 検査の結果附された表示が失われ、消され、除かれ、改められ、または不明となつた場合
- 二 形状または正味量目もしくは品質に異状を生じた場合、または結末、包装等を改めもしくは損じた場合

(罰則)

第五条 第三条及び第四条の規定に違反した者は二万円以下の罰金に処する。

第六条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰す

る外、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人または人については、この限りでない。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
鳥取県なたね検査条例(昭和二十七年六月鳥取県条例第二十六号)
鳥取県農産物検査条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第三十号)
- 3 この条例施行の際、現に鳥取県なたね検査条例及び鳥取県農産物検査条例の規定により検査を受けている農産物は、この条例の規定により検査を受けたものとみなす。
- 4 この条例施行前にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお、従前の例による。
市町村立学校職員の給与等に関する条例をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第二十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例

教育公務員特例法に基きこの条例を定める。

(この条例の目的)

第一条 この条例は、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員(以下「職員」という。)の給料、扶養手当、勤務地手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当(以下「給料その他の給与」という。)並びに勤務時間に関する事項を定めることを目的とする。

(給料その他の給与)

第二条 職員の給料その他の給与に関しては、職員の給

与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号、以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の給料その他の給与の例による。

(給料表)

第三条 給料表の適用は、事務職員については給与条例の一般給料表の適用を受ける者の、その他の職員については幼稚園教育職員給料表の適用を受ける者の例による。

(勤務時間)

第四条 職員の勤務時間に関しては、職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の適用を受ける県立学校職員の勤務時間の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日における職員の職務の級及び号給又は給料月額、職員が施行日において現に受けていた職務の級及び号給又は給料月額とする。

規 則

鳥取県有農用役牛貸付規則等を廃止する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十七号

鳥取県有農用役牛貸付規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県有農用役牛貸付規則(昭和二十二年九月鳥取県規則第二十九号)

鳥取県地方競馬実施規程並びに鳥取県地方競馬登録規程(昭和二十三年十月鳥取県規則第六十九号)

鳥取県乳牛産乳能力検定条例施行規則(昭和二十八年鳥取県規則第七十九号)

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十八号

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則の一部を改正する規則

一 国有土地水面使用料占用料金表

種 別

単 位 一等地 二等地

一 家屋その他これに類する建物又は工作物施設によるもの	一 平方メートル	年額	一七、〇〇	一、二、〇〇
二 宅地の附属物と認められるもの並びに物置場その他これに類する目的によるもの	"	"	二、〇〇	六、〇〇
三 田及び畑	"	"	二、〇〇	一、五〇
四 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場、通路、及び土橋架設その他これに類する目的による原形を変更しないもの	"	"	〇、五〇	〇、四〇
五 電柱建設によるもの	一基	年額	四六、〇〇	三〇、〇〇
支柱又は支線によるもの	一本又は一条	年額	三五、〇〇	二〇、〇〇

河川国有土地水面使用料、占用料、産物採取料徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

題名を「河川及び国有土地水面の使用料、占用料、産物採取料徴収規則」に改める。

第一条中「河川」の下に「及び」を加える。

別表中 一 国有土地水面使用料占用料金表を次のように改める。

六 铁塔建設によるもの	一 平方メートル	年額	六〇、〇〇	三五、〇〇
七 軌条敷設によるもの	"	"	三、五〇	二、五〇
八 鉄管、土管その他地下埋設物によるもの	一メートル	年額	三、五〇	二、〇〇
九 街路標及び標識類建設によるもの	一本又は一箇所	年額	四五、〇〇	三〇、〇〇
一〇 看板又は広告板類によるもの	板面一平方メートル	年額	七五、〇〇	六〇、〇〇
一〇 軒担突出によるもの	一平方メートル	年額	一五、〇〇	一〇、〇〇

別表中 三 河川敷(堤防)使用料、占用料金表を次のように改める。

三 河川敷(堤防)使用料、占用料金表

種 別 単 位 一等地 二等地

一 家屋その他これに類する建物又は工作物施設によるもの	一 平方メートル	年額	一七、〇〇	一、二、〇〇
二 宅地の附属物と認められるもの並びに物置場その他これに類する目的によるもの	"	"	二、〇〇	六、〇〇
三 田及び畑	"	"	二、〇〇	一、五〇
四 養鶏場、魚貝養殖場、牧場、採草地、物干場及び土橋架設その他これに類する目的による原形を変更しないもの	"	"	〇、五〇	〇、四〇
五 電柱建設によるもの	一基	年額	四六、〇〇	三〇、〇〇
支柱又は支線によるもの	一本又は一条	年額	三五、〇〇	二〇、〇〇
铁塔建設によるもの	一平方メートル	年額	六〇、〇〇	三五、〇〇

六 軌条敷設によるもの

一メートル

年額

三、五〇

二、五〇

七 鉄管、土管その他地下埋設物によるもの

備考中 田を次のように改める。

田 一件の使用料、占用料の額が五十円未満のものは五十円とする。

附 則

この規則は、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

行 鳥

所 縣

鳥 鳥

取 取

市 東

町 取

縣 印

所 刷